

●重要土地等調査法における特別注視区域についての京丹後市意見

- 1 区域の範囲に係る地理的情報
 - ・地形図に反映されていない地物等の情報はありません。
- 2 開発計画・開発行為の情報
 - ・区域指定予定範囲内での開発計画及び開発行為の情報はありません。
- 3 その他、区域の外縁設定等の参考となる情報
 - ・区域指定予定範囲内で参考となる情報はありません。

●京丹後市からの要請事項

- 1 重要土地等調査法の基本方針案に対する京丹後市意見（令和4年8月25日付け）でお願い申し上げました当方要請（下記）について、改めて、確実に受け止めていただきたい。

記

京丹後市においては、平成25年、在日米軍TPY-2レーダー基地の受け入れを巡り、全市的な真剣な検討を重ね、住民生活における様々な安全や安心を確実に確保することを前提に、当時、このための政府としての責任ある対応の確認を得る中で、本市として基地受け入れの要請を受け止め、必要な協力を行っていくことの総合的な判断を行った経過がある。

その上で今般、本基地の立地を事情・前提として、仮にも、重要土地等調査法の注視区域等の指定を受け、住民生活の上に各種の負担・負荷が発生することとなるのであれば、上記事情・趣旨を背景に、住民生活における安全や安心を確保するための必要な措置をしっかりと講じていただきたい。

というのも、この間も、平成25年以降、防衛省を中心に政府として、地元住民・自治体等の要請等を誠実に受け止め、安全・安心のための必要な各種対策に可能な限り取り組んでいただいているとともに、在勤の米軍人・軍属におかれても、住民生活の安全・安心の大切さを共有いただき、地域のイベント・行事等への参加、ボランティアも含めて、安全・安心の確保に主体的・積極的に取り組んでいただいている。

今回の基本方針に関連して付言したいことは、このように住民生活の安全・安心のために、防衛省、米軍関係者も含め関係者と住民皆なでその大切さを共有し安全・安心のための取り組みを進めていくことこそが、その実現推進の確保とともに、ひいては結果として、米軍施設の立地・運用を適切・円滑に進めていく上での、大切に欠かせない環境づくりにもつながっていく、そのことである。

まずもちろん、私たちとして、本法が求める国の防衛、国の安全、平和という大きな法益及びその尊い大切さについては、我が国自治体としてしっかりと共有するものであり、その法益の適切な実現に向けて自治体としてできる限りの協力は

惜しまないものである。

今回の当方意見は、初めて施行される本法の運用に関し、仮にも住民に過度な懸念や不安が生じ得る場合には、その解消を図ることに行政として備える趣旨であり、もって結果として、円滑で適切な法運用の実現、及び、基地立地の中にあつて関係者、何より住民みんなにとって望ましい、安心感のある地域環境の確保に資する趣旨である。

当方意見については、かかる観点から、地元自治体として、基地受け入れ時の経過等も踏まえ、必要と考える意見を申し上げるものである。どうぞ当方意見の趣旨・内容等適切にお受け止め、お取り計らいいただきたい。(以上、8月25日付け当方意見)

- 2 先に開催されたオンライン説明会において、本法を運用される上で、届け出等が適切に行われているか確認等に資するため住民への「監視」や「監視的な行為」があるのかどうかの点を巡り必要なやり取りをする中で、本法の目的は土地等の利用状況を把握し機能阻害行為の防止を達成するもので住民を日ごろから監視することはなく心配や懸念はあたらない旨受け止め理解していますが、改めて、万一にも必要以上の過度な運用により、住民に懸念や不安が生じることがないように適切な運用を確実にお願いします。
- 3 同様に、利用者等関係情報の提供に関し、例えば、宗教や政治的信条など注視区域地内にある土地等の利用に関連しない情報収集は行われたい旨確認・理解をしていますが、改めて、これらの点も含め情報収集等に関し適切な運用を確実にお願いします。
- 4 以上の点を含め、法の運用全般につき、必要以上に住民の不安があおられるような運用はないと思慮していますが、今後万一、過度な運用が来たされ住民に不測の懸念、不安が出てくる場合には、自治体として住民に寄り添い意見をさせていただくことがあり得ますので、その場合には尊重の上速やかな対処をお願いします。